

7. 類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設

(1) 従来の制度と改正の背景

デザイン開発においては、一つのデザイン・コンセプトから多くのバリエーションの意匠が同時期に創作されるという創作実態がある。

改正前の意匠法においては、バリエーションの意匠群を、一の登録意匠（本意匠）とその登録意匠に類似する意匠（類似意匠）として保護する類似意匠制度が設けられていたが、侵害訴訟の場では、類似意匠は本意匠の効力範囲を定める際に参酌されるものに止まっており、侵害のおそれのある意匠が本意匠よりも類似意匠に類似している場合でも、類似意匠に基づく侵害の成否は訴訟の対象とはならず、本意匠の意匠権の侵害の成否としてのみ訴訟が進められていた。

バリエーションの意匠群は、創作の観点からは同等の価値を有するものであるにも関わらず、類似意匠制度の下では、登録された意匠が本意匠か、類似意匠かにより、権利の効力範囲に差異が現れるという事態が生じており、類似意匠として登録されたバリエーションの意匠を的確に保護するものとはなっていなかった。

このため、かかる問題点を有する類似意匠制度を廃止し、デザイン開発の過程で、一のデザイン・コンセプトから創作されたバリエーションの意匠については、同日に同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする関連意匠制度を導入することが、工業所有権審議会答申でも適当であるとされた。

(2) 改正の概要

今回の改正において導入された関連意匠制度についての概要は以下のとおり

である。

- ① 自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似する意匠（関連意匠）については、本意匠の意匠登録出願の日とその関連意匠の意匠登録出願の日が同日である場合に限り登録することができる。
- ② 関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権の存続期間の満了に伴い消滅する。
- ③ 本意匠及びその関連意匠の意匠権について移転可能であるものは一括して移転する場合であり、それらを分離して移転することができない。
- ④ 本意匠又はその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、同一の者に対して同時に設定しなければならず、かつ、その設定された状態を維持しなければならない。

(3) 意匠法の改正条文の解説

イ. 関連意匠

(関連意匠)

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、本意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第四十三条又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーゲで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日に里斯ボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）とその関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である

場合に限り、第九条第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

3 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第二項の規定は、適用しない。

本条は、関連意匠の登録要件について規定したものである。

第1項は、類似する意匠について同日に意匠登録出願された場合は協議によりいずれか一の出願を選択するものとしている第9条第2項の規定に関わらず、同一出願人の意匠登録出願に係るときは、類似する意匠のうちから選択した一の意匠を本意匠とし、それに類似する意匠をその関連意匠として、本意匠の意匠登録出願とその関連意匠の意匠登録出願とを同日に行った場合に限り登録することができる旨を規定しているものである。

類似する意匠について、一の意匠を本意匠として選択し、存続期間、権利の移転について本意匠に従う意匠を関連意匠として意匠登録出願するものとしたのは、以下の理由からである。

登録された類似する意匠については権利の重複部分があることから、権利の当該重複部分について、同一の者による権利存続期間の実質的な延長や、独占権に基づく請求権の二以上の者への帰属が生じないように、権利期間と分離移転を制限することが必要となる。そのため、類似する各意匠を一つのまとまりとして関連づけることとするが、類似する意匠が複数であるとき類似の連鎖が生じ、その連鎖の両端にある意匠同士が非類似であるにも関わらず権利期間と分離移転の制限を受けるという弊害が生じる場合がある。よって、このような類似の無限連鎖の弊害を避けるため、便宜的に主従関係を設けて登録するものとした。

第2項は、本意匠とは非類似であって、関連意匠にのみ類似する意匠については、類似の無限連鎖を回避するために、拒絶理由(第17条第1号)、無効理由

(第48条第1号第1項)に該当するものとし、意匠登録しない旨を規定したものである。

第3項は、第10条第1項において、第9条第2項の適用が除外されることが明確であるのは、本意匠とその関連意匠との関係のみであることから、ある本意匠に係る複数の関連意匠が登録される場合であって、それらの関連意匠相互が類似しているときは、当該関連意匠同士には、第9条第2項が適用されない旨を確認的に規定したものである。

四、関連意匠の意匠権の存続期間

(存続期間)

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

本条は、意匠権の存続期間について規定したものである。

第1項は、関連意匠の意匠権を除いた通常の意匠権の存続期間について規定しているものである。

第2項は、関連意匠の意匠権の存続期間について定めたものであり、本意匠とその関連意匠の意匠権については権利の重複部分が生じることとなることから、関連意匠の意匠権は、関連意匠の意匠権の設定の登録が本意匠の意匠権に遅れた場合でも、権利の重複部分に関して権利の実質的な延長が生じないようするために、本意匠の意匠権の存続期間の満了に伴い消滅する旨を規定したものである。

ただし、本意匠の意匠権が、存続期間の満了以外の理由、すなわち、1) 意匠権の放棄、2) 登録料の不納付、3) 無効審決の確定を理由で消滅した場合については、本意匠と関連意匠の整理が便宜的なものであり、各々の意匠が同

等の創作的価値を有することを踏まえ、関連意匠同士の関係性は維持しつつ、関連意匠の意匠権は存続するものとする。

ハ. 本意匠及びその関連意匠の意匠権の移転制限

(関連意匠の意匠権の移転)

第二十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

本条は、本意匠及びその関連意匠の意匠権についての移転制限について規定したものである。

第1項は、本意匠及びその関連意匠の意匠権について移転可能であるものは一括で移転する場合であり、それらを分離して移転することができない旨を規定したものである。

これは、本意匠及びその関連意匠の意匠権について、それらの一部が移転された場合、あるいは、それらが別々の者に移転された場合に、本意匠とその関連意匠の権利の重複部分について、二以上の者に物権的請求権が成立することになり、本意匠とその関連意匠の意匠権が相互に重なりあう部分については同一意匠権者のもとに成立する権利であるとの観点から調整を行うものとした関連意匠制度の制度趣旨に反するものとなることからである。

第2項は、存続期間の満了以外の理由で本意匠が消滅した場合、関連意匠の意匠権は存続するが、当該関連意匠が複数である場合、一度設定された権利関係の安定性を図るために、引き続き関連意匠の意匠権は分離して移転することができない旨を規定したものである。

二. 本意匠及びその関連意匠についての専用実施権の設定制限

(専用実施権)

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

(第二項略)

3. 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することできる。

(第四項略)

本条は、本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権について設定制限を規定したものである。

第1項は、専用実施権は設定契約で定めた範囲において意匠権と同様の効力を有するものであるので、本意匠及びその関連意匠の意匠権の一部に専用実施権が設定された場合、あるいは、別々の者に専用実施権を設定した場合に、権利の重複部分について、二以上の者に物権的請求権が成立することになり、関連意匠制度の制度趣旨に反するため、本意匠又はその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、同一の者に対して同時に設定し、その同時に設定された状態を維持すべき旨を規定したものである。

第3項は、存続期間の満了以外の理由で本意匠が消滅した場合、関連意匠の意匠権は存続するが、当該関連意匠が複数である場合、一度設定された権利関係の安定性を図るために、引き続き関連意匠の意匠権についての専用実施権は同一の者に対して同時に設定し、その同時に設定された状態を維持しなければ

ならない旨を規定したものである。

【関連する改正事項】

◆旧意匠法第6条第3項（意匠登録出願）

類似意匠制度の廃止に伴い、類似意匠の意匠登録出願をする際に、本意匠の表示をその願書面に記載すべきとする規定を削除したものである。

◆意匠法第9条の2（願書の記載又は図面等の補正と要旨変更）

第6条第3項削除に伴い、該当条文を削除したものである。

◆旧意匠法第12条（出願の変更）

類似意匠制度の廃止に伴い、意匠登録出願と類似意匠登録出願相互の出願変更の規定を削除したものである。

今回改正された関連意匠の意匠登録出願を行う場合は、自己の意匠登録出願に係る一の意匠を本意匠として記載して出願することとなる。

同人の類似する意匠が、通常の意匠登録出願として同日に出願されている場合、第9条第2項に規定の協議指令の対象となるが、本意匠の記載について補正を認め、関連意匠の意匠登録出願とすることを可能とする。また、関連意匠が本意匠に類似しない場合は第17条第1号に規定する拒絶理由となるが、本意匠の表示を補正し、通常の意匠登録出願とすることを可能とする。

◆意匠法第17条（拒絶の査定）

類似の無限連鎖を防ぐために規定された第10条第2項を、拒絶理由として追加したものである。

◆旧意匠法第42条第2項（登録料）

関連意匠の意匠権と本意匠の意匠権とを同等の価値を有するものとして保護することから、類似意匠の登録料に関する規定を削除し、関連意匠の意匠権の登録料は、通常の意匠登録の登録料と同様のものとしたものである。

◆意匠法第43条（登録料の納付期限）

第42条第2項の削除に伴い、該当条文を削除したものである。

◆意匠法第48条（意匠登録の無効の審判）

類似の無限連鎖を防ぐために規定された第10条第2項を、無効理由として追加したものである。

◆意匠法第49条（意匠登録の無効の審判）

旧意匠法において類似意匠の意匠権について規定した第22条を削除することに伴い、類似意匠の意匠権の無効審決の効果についての規定を削除したものである。

◆意匠法別表

関連意匠と本意匠の意匠権とを同等の価値を有するものとして保護することから、類似意匠登録出願の手数料及び類似意匠の意匠登録出願をする際に秘密請求をする場合の請求料を別表より削除し、関連意匠の意匠登録出願の手数料は通常の意匠登録出願及び意匠登録と同様のものとしたものである。